

長浜市告示第358号

長浜市物価高対応子育て応援手当支給実施要綱を次のように定める。

令和7年12月26日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市物価高対応子育て応援手当支給実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「物価高対応子育て応援手当の支給について」（令和7年12月16日付けこ成環第769号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「物価高対応子育て応援手当支給要領」（以下「要領」という。）に基づき、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から支給する物価高対応子育て応援手当（以下「本手当」という。）の支給に関し、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本手当 前条の目的を達するために、長浜市（以下「市」という。）によって贈与される手当をいう。
- (2) 支給対象者 要領第2に掲げる本手当が支給される者をいう。
- (3) 一般支給対象者 要領第2の1の(1)に掲げる支給対象者のうち、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第17条第1項に規定する公務員を除いたものをいう。
- (4) 公務員支給対象者 要領第2の1の(1)に掲げる支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員をいう。
- (5) 出生児童支給対象者 要領第2の1の(2)に掲げる支給対象者をいう。
- (6) 離婚等支給対象者 要領第2の1の(3)に掲げる支給対象者をいう。
- (7) 対象児童 要領第3に掲げる者をいう。

(本手当の支給等)

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより本手当を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する本手当の金額は、対象児童1人につき2万円とする。

(一般支給対象者に対する支給の申入れ等)

第4条 市は、一般支給対象者に対し、本手当の支給の申入れを行う。

2 一般支給対象者は、前項の申入れを受けた際、物価高対応子育て応援手当受給拒否の届出書（様式第1号）により本手当の受給の拒否を届け出ることができる。

3 前項の届出は、市長が別に定める日までに行うものとし、市長は、当該届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、本手当を支給する。

(一般支給対象者に対する支給方法)

第5条 一般支給対象者に対する本手当の支給は、市が把握する児童手当振込時における指定口座への振込により行う。ただし、児童手当の支給に当たって指定していた口座の解約等により本手当の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り、一般支給対象者が物価高対応子育て応援手当支給口座登録等の届出書(様式第2号)により指定した口座への振込等により行うものとする。

(公務員支給対象者、出生児童支給対象者及び離婚等支給対象者に係る申請及び支給の方法)

第6条 公務員支給対象者、出生児童支給対象者及び離婚等支給対象者(以下「公務員支給対象者等」という。)は、物価高対応子育て応援手当申請書(様式第3号。以下「申請書」という。)により申請を行う。

2 公務員支給対象者等に対する本手当の支給は、前項の申請書により指定された口座への振込等により行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により当該公務員支給対象者等の本人確認を行う。

(代理による申請)

第7条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該公務員支給対象者等の指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者とする。

(公務員支給対象者等に係る申請期限)

第8条 公務員支給対象者等に対して支給する本手当の申請期限は、令和8年4月30日とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(公務員支給対象者等に対する支給の決定)

第9条 市長は、第6条第1項の規定により提出された申請書を受け付けたときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該公務員支給対象者等に対し、本手当を支給する。

(本手当の支給等に関する周知)

第10条 市長は、本手当の支給に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長は、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、公務員支給対象者等から第8条に規定する申請期限までに第6条第1項の申請が行われなかった場合、当該公務員支給対象者等が本手当の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長は、第4条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童手当振込時における指定口座(支給前までに物価高対応子育て応援手当支給口座登録等の届出書により口座を指定している場合は、当該口座)に本手当の支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和8年3月31日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、当該決定を取り消すものとする。

3 市長は、第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等が

あり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他当該公務員支給対象者等の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(手続きの省略)

第12条 規則第20条の2の規定により、一般支給対象者に係る規則第4条及び第7条の手続及び公務員支給対象者等に係る規則第7条の手続きは省略する。

(不当利得の返還)

第13条 市長は、本手当の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により本手当の支給を受けた者に対し、支給を行った本手当の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 本手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年12月26日から施行する。

(告示の失効)

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第13条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。